

電子政府ガイドライン作成検討会 セキュリティ分科会(第8回)  
議事概要

1. 開催日時:平成21年7月15日(水) 14:30~16:30

2. 場 所:内閣府別館9階会議室

3. 出席構成員:

辻井セキュリティ分科会主査、

荒木構成員、宇賀構成員、小松構成員、佐々木構成員、中尾構成員、満塩構成員、井堀構成員、  
遠藤構成員

(オブザーバー)(敬称略)

安心・安全インターネット推進協議会/日立製作所システム開発研究所 洲崎

セコム株式会社IS研究所 松本

(参加府省)

総務省行政管理局行政情報システム企画課 松本補佐(代理)

総務省行政管理局政情報システム企画課 北川調査官

総務省自治行政局地域政策課 館補佐(代理)

総務省自治行政局 高地地域情報政策室長

総務省情報流通行政局情報流通振興課 中野情報セキュリティ対策室長

法務省民事局総務課 上村補佐官(代理)

法務省民事局商事課 杉浦補佐官(代理)

国税庁長官官房 古賀情報技術室長

厚生労働省大臣官房統計情報部企画課 佐々木情報企画室長

社会保険庁総務部総務課 澤田情報企画調整室長

経済産業省商務情報政策局情報経済課 山田情報セキュリティ政策室長

4. 議事次第

(1) 開会

(2) 多要素認証

(3) モバイル認証

(4) 重点手続のリスク評価手法について

(4) 閉会

5. 資料

<配布資料>

資料1 多要素認証について

資料2 ワンタイムパスワード RSA SecurID 概説

- 資料3 KDDI スーパーワールドカードのご紹介
  - 資料4 インターネットバンキングのセキュリティを巡る状況
  - 資料5 モバイル認証について
  - 資料6 重点手続のリスク評価手法について
- <席上配布資料>
- 参考資料1 セキュリティ分科会(第7回)議事概要

## 6. 議事概要:

○資料1「多要素認証について」及び資料2「ワンタイムパスワード RSA SecurID 概説」、資料3「KDDI スーパーワールドカードのご紹介」について説明が行われ、以下のような質疑応答が行われた。

- ・ 7月末にリリースされるiPhone版のソフトウェア・トークンは、固有のデバイスIDにシードをひも付けることが可能であり、デバイスIDが異なる端末にインストールすることはできない。また、他の端末に同じシードファイルをインストールされることを防ぐための策として、インポートするシードファイルにパスワードをかけることが挙げられる。
- ・ 本分科会のガイドライン作成において、ソフトウェア・トークンとハードウェアとの紐付けを勘案しつつ、情報セキュリティのレベル分けと実装の関係を整理する必要がある。

○資料4「インターネットバンキングのセキュリティを巡る状況」について説明が行われ、以下のような質疑応答が行われた。

- ・ 韓国のインターネットバンキングでは一定額以上の取引にワンタイムパスワードを義務化しているが、一般の人が通常取引しないような金額に設定している。日本においては、ATMからの振り込み金額の上限が、磁気カード、ICカードそれぞれに設定されているが、その根拠額については、一般的なユーザの引き下ろし額と、実際の取引額と被害に対する補償額を勘案した上で妥当だと認識される数字であると考えられる。
- ・ インターネットバンキングの認証では、最初ログインする時に認証を行い、さらに資金の移動等の取引を行う際に追加の認証を行うのが通例。その追加認証の際にワンタイムパスワードを利用することが多い。そこから、ワンタイムパスワード認証をしている場合は、本人の意思が示されたと解釈するものと考えられる。

○資料5「モバイル認証について」について説明が行われ、以下のような質疑応答が行われた。

- ・ モバイル認証方式は利用者にはほとんど負担がかかってない公開鍵基盤(PKI)だと理解しているが、それでも利用者拡大はなかなか進んでいない。それは、アプリケーション提供者側がセキュリティについてどう考えるかに依存するためだと考えられる。つまり、PKIには利用者の利便性やコスト負担の他に、まだ別の問題があるということが分かる。アプリケーション提供側にとっては無料ではなく、サーバ側としてはかなりの投資が必要であり、ビジネスベースで見合うものにならなければならないのも問題である。

- ・ 我が国の携帯電話は、ベンダーとキャリアの垂直統合型ビジネスモデルの中で仕様を固めているために、ガラパゴス化を招いているといわれているものの、高度なセキュリティを実現していると考えられる。
- ・ 電子政府へのアクセス手段として携帯電話を考える場合、ビジネスとして成り立つ形で認証基盤を事業者が整備するか、官側で整備するか、あるべき姿を考える必要がある。

○資料6「重点手続のリスク評価手法について」について説明が行われ、以下のような質疑応答が行われた。

- ・ 金銭的損害を考慮するときに保険による補填などは考慮していない。
- ・ リスクの発生確率において、審査期間が長ければ不正の発見がしやすく発生確率が下がるとしている点について、窓口は電子化されているがその裏で人手による処理が存在する現時点では行政手続きの標準処理期間を尺度としている。今後、具体的な手続きによって確認することとなる。
- ・ 重点手続きの検討が先行しているが、将来は他の手続きにも展開。
- ・ 金銭的損害に着目したリスク評価を基礎的評価としたのは、全ての手続きに横串で出来る指標であったため。既に二次的被害など分析が難しいリスクもあるが総合的な最終リスク評価結果は、あらゆるリスクを勘案して導出される。
- ・ この分科会では既にある手続きをインターネット上で行った場合のリスクについて議論しているが、手続き自体の効率性など EA の観点などの視点も別レイヤーで考えないといけない。

以上